

# 戸田市から転出される皆様へ

マイナンバーカード  
(住民基本台帳カード)  
利用の方

埼玉県戸田市役所

新しい住所に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。(正当な理由がなく、14日以内に転入届をしないと過料に処されることがありますので、ご注意ください。)

## 【転入届に必要なもの】

- マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード  
(暗証番号の入力が必要です)
- 本人確認書類(マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードでも可)

※詳しくは、転入先の市区町村役場にお問い合わせをお願いします。

◆ 下記に該当する場合は、次の手続きが必要です。

	戸 田 市 で の 手 続 き
マイナンバーカード、住民基本台帳カードの交付を受けている方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードに関する手続きの詳細は別紙をご覧ください。
国民健康保険に加入している方	国民健康被保険者証をお返してください。 また、世帯主が転出した世帯員の方は差し替えとなります。 【保険証をお忘れの方は、保険年金課(7番窓口)へ】
国民年金に加入している方	戸田市での手続きはありません。
後期高齢者医療保険に加入している方	後期高齢者医療被保険者証を返却してください。 【保険年金課 後期高齢者医療担当(7番窓口)へ】
介護保険の第1号被保険者の方(65歳以上の方)	介護保険被保険者証を返却してください。 【健康長寿課(5番窓口)へ】
市立小・中学校の児童・生徒のいる方	現在通学している学校に『教育通知』を提出し、『在学証明書』と『教科書給与証明書』を受け取ってください。なお、現在の学校に引き続き通学したいなど特別な場合は、学務課(31番窓口)にご相談ください。
児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親医療費助成を受給されている方	消滅等の手続きをしてください。 【こども家庭支援室(2番窓口)へ】
こども医療費受給資格者証をお持ちの方	こども医療費受給資格者証をお返してください。 【こども家庭支援室(2番窓口)または美笹支所、戸田公園駅前出張所へ】
原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	ナンバープレート・印鑑・標識交付証明書を持参のうえ、廃車届をし、『廃車証明書』を受領してください。 【税務課(8番窓口)または美笹支所、戸田公園駅前出張所へ】

※転入先での手続きについては、転入先の市区町村役場にお問い合わせをお願いします。

## 【市民課】

〒335-8588

戸田市上戸田1丁目18番1号  
☎048(441)1800(代)

## 【美笹支所】

〒335-0031

戸田市美女木5丁目2番地の16  
☎048(421)3003

## 【戸田公園駅前出張所】

〒335-0023

戸田市本町4丁目15番11号  
☎048(420)9734

転出される皆様へ



## 戸田市選挙管理委員会からのお知らせ

《転出による選挙の取扱いについて》

戸田市の選挙人名簿に登録されている方は、転出の日から4ヶ月を経過するまでの間は、引き続き戸田市の選挙人名簿に登録されています。この間に選挙が行われている場合、投票の場所は次のとおりとなります。

新しい住所地での選挙人名簿の登録は

転入届出日から選挙人名簿登録日(公・告示日の前日等)までの間が3ヶ月を経過し、引き続き住所を有している場合に選挙人名簿に登録されます。

### ◆ 国政選挙 … 衆議院議員選挙、参議院議員選挙

新住所地の選挙人名簿に登録された場合  
(転入届出日から3ヶ月以上経過)



新住所地で投票してください

新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合(転入届出日から3ヶ月未満)



戸田市で投票してください

### ◆ 県の選挙 … 埼玉県知事選挙、埼玉県議会議員選挙

☆ 埼玉県内への転出

新住所地の選挙人名簿に登録された場合  
(転入届出日から3ヶ月以上経過)



新住所地で投票してください

新住所地の選挙人名簿にまだ登録されていない場合(転入届出日から3ヶ月未満)



戸田市で投票してください

※ご注意

市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示、または、引き続き県内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

なお、公職選挙法の改正により、埼玉県内に住所を有し続けている方については、転出後の住所移転の回数にかかわらず、選挙権が認められ投票することができます。

☆ 埼玉県外への転出

投票することができません

### ◆ 市の選挙 … 戸田市長選挙、戸田市議会議員選挙

戸田市外に転出した場合は投票することができません

【問い合わせ先】

○戸田市選挙管理委員会 〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1 ☎048-441-1800  
○転出先の選挙管理委員会まで